

## 現場説明書

1. 工事名称 特別養護老人ホーム和喜園空調設備改修工事
2. 現場代理人及び主任技術者については、施設管理者と打ち合わせの上、契約書に則り提出する。
3. 工事施工に必要な諸手続にかかる諸費用については請負人の責任において行う。また、工事に係わる必要書類については、工事進捗に支障のないよう余裕をもって遅滞なく提出し、手続きを行うこと。
4. 請負人は工事完成引渡し迄、適切な額の工事保険、火災保険に加入すること。
5. 工事により第三者に危害・損害を与えた場合は、契約書に従い請負人の責任において速やかに処理すること。また、工事に関連した危害・損害であることが明らかで、加害者が不明な場合は、関係業者全員の責任において処理する。
6. 請負人は工事の一部を第三者に請け負わせた場合にあっては、建設業法の下請け業者関連の規定を遵守すること。また、いかなる場合においても一括下請負契約を禁止する。

### (安全管理)

7. 工事現場内外を問わず、人名・財産に危害・損傷を与えないに常に安全に留意し、不慮の災害が起きないように適切な防護措置を行う。
8. 火災・盗難・騒音、その他災害・事故の予防策については、関係法規に準拠し万全を期すほか、台風・豪雨等予測できる荒天の準備に対し適当な措置を行う。
9. ピット内作業を行う場合は、労働安全衛生法第14条の規定に基づく酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業開始前に酸素濃度を測定し、安全(18%以上)を確認したうえで、特別教育を受講した者が施工を行う。なお、作業中は送風機により換気を十分行う。
10. 工事の施工にあたっては、施設責任者と協議のうえ、地域住民等、施設職員及び利用者に迷惑を及ぼさないよう、最大限の配慮をする。
11. 現場周辺の搬入道路は、施設管理者および道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(道路の高低・縦横勾配の維持・道路付近の排水設備の清掃・しゅんせつ等の実施をいう。)及び復旧作業を行う。
12. 環境配慮型建設機器の使用  
排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用する。
13. 揮発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理  
接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
14. 工事現場内は常に整理整頓し、事故災害等の予防に万全を期すると共に、喫煙場所等には消火器を常備すること。

### (廃棄物の処理)

15. 発生材については、「発生材調書」を作成し、施設管理者の指示に従って処理するものとするが、自由処分の廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)は、専門の処理業者に処分させる以外は、施工者の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び県又は関係市町村の指導に従って処理すること。

16. 石綿等を使用した建築物及び工作物の解体・改修作業が生じた場合は、石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）に準拠し、適切な作業を行うこと。

17. 工事に使用する材料はアスベストを含有しないものとし、その材料の成分についてアスベストを含有しないことを証する書面を提出する。

（資材の再資源化）

18. 本工事は「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」の対象工事ではないが、分別解体等及び再資源化等について適切な処理を行う。

（工程）

19. 工程は施設管理者と協議を行い、承認を得てから着手すること。

20. 図面に記載されている材料の仕上げ程度及び色彩等は、当該工程以前に見本品を提出し、承諾を受けてから使用する。

（搬出入）

21. 工事の主要資材搬入路は施設管理者と打ち合わせの上決定する。

22. 工事期間中の材料の搬出入で車両が頻繁に徹場合は交通整理員を施設管理者の指示に従い配置する。

23. 工事中大型車両については、ステッカー等で工事中車両であることが容易にわかるよう表示する。

（その他）

24. この工事の見積に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

25. この現場説明書は設計図書の一部とし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、①質問回答書、②現場説明書、③設計図書とする。

（補足事項）

26. 工事説明の実施について

着手に先立ち、施設利用者、近隣住民の安全並びに利便の確保を最優先とした、工事計画書を作成し、施設管理者、施設利用者に対し、工事概要、搬出入路等、工事についての説明を実施し、工事に対する理解をいただくこと。尚、工事説明に際し、事前に説明資料を準備すること。

27. 総合仮設計画及び総合工事工程表について

今回の工事は、既存建物に入居者が生活しながら工事を行うものであり、入居者の生活空間の安全確保が第一である。着工に先立ち、現地を隈なく調査し関係各機関と協議を行った上、総合仮設計画面図及び総合工事工程表を、工事の安全と工程を厳守の上作成し、施設管理者の許可を得ること。

28. 工期について

契約の日から令和3年10月30日とする。